

首都圏・関西圏プロモーション推進事業委託業務 仕様書

第1 目的

人口が集中している首都圏及び関西圏を対象としたプロモーション活動を実施することにより、本県の観光資源の認知度向上、観光誘客につなげる。

第2 業務内容

1 愛知の観光物産展の開催

県産品の販売や観光PRを行う愛知の観光物産展を以下のとおり開催し、愛知の魅力を効果的にPRすること。なお、開催日時・会場については、ケース①及び②に基づいた案をそれぞれ提案すること。

(1) 開催日時・会場

(ケース①) 東京都内で1回開催

開催日時	会場
土日祝日の連続する2日間 終日（9月以前とすること）	ショッピングモール、駅イベントスペース等集客が確保でき、酒類の試飲販売が可能かつ雨天実施可能な会場

(ケース②) 東京都内と関西圏で各1回開催

	開催日時	会場
1回目	土日祝日の連続する2日間 終日（9月以前とすること）	ショッピングモール、駅イベントスペース等集客が確保でき、酒類の試飲販売が可能かつ雨天実施可能な会場
2回目	土日祝日の連続する2日間 終日（12月以降とすること）	ショッピングモール、駅イベントスペース等集客が確保でき、酒類の試飲販売が可能かつ雨天実施可能な会場

※開催日時・会場について受託事業者決定後、県と調整の上、ケース①またはケース②のどちらかに決定する。県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

※業務内容に適した会場を受託者が選定し、申込み手続きを行うこと。

※県は、感染症流行や天災地変等により開催を中止する場合がある。その場合、受託者が会場のキャンセル手続きを行うこと。

(2) 業務内容

ア 出展事業者の募集・確保

(7) 受託者は、物産展開催日の約2か月前から行う出展事業者の募集に使用する募集要領を、県と調整の上作成すること。事業者の募集には委託販売を含むものとする。

(4) 募集・選定の結果、出展事業者が予定数（会場により異なるが、10～20事業者程度）に満たず空きが生じる場合は、受託者が別途出展事業者を確保すること。その際は出展事業者による販売とは別に、集客への寄与の観点から選定した商品等

を集めた委託販売（1～2ブース）を行うこと。なお、出展事業者（委託販売含む）は、原則として愛知県内に主たる所在地又は製造事業所を有する生産・加工販売事業者（自治体の観光協会等を含む）とする。

- (ウ) 他局等との連携により、県が出展事業者を用意・指定する場合があるが、柔軟に対応すること。（経済産業局による地酒の試飲販売や、農業水産局による野菜・果物の販売、あいちの歴史観光推進協議会による観光PR等を想定）
- (エ) 物産の販売による売上金は、その全額を出展事業者へ帰属させるものとし、受託者の収益とすることはできないものとする。会場の規定により、会場事業者へ手数料等を支払う必要がある場合は、当該手数料を差し引いた金額を製造・販売業者に帰属させるものとする。出展事業者が個別に使用した備品や電気代等の実費については、出展事業者の負担として差し支えない。

イ 企画運営

観光物産展の開催に必要な以下の業務を行うこと。必要な機器や備品の手配・操作・撤去、来場者の安全確保、イベント保険の加入等、イベント開催に必要な関連業務をすべて包括するものとする。

(ア) イベント名称の提案及びロゴデザインの制作

- ・イベント名称を提案すること。
- ・イベント内容が連想でき、印象に残り、集客が期待できる魅力的なロゴデザインを制作すること。
- ・デザインについて県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

(イ) 会場設営・撤去

(ロ) 運営マニュアル、進行台本の作成

(ハ) 事務局の設置

- ・出展申込みの受付や一般からの問合せ対応（当日の電話対応含む）等を行うこと。

(ニ) 物販に係る保健所等への許認可又は届出手続

- ・酒類販売に伴う税務署への申請又は届出は、各出展事業者が直接行うものとする。

(ホ) 委託販売商品の搬送・管理

(ヘ) 出展事業者の商品・資材の搬送

- ・愛知県内に出品事業者の商品・資材の集荷場所を設定し、集荷場所から各会場まで商品・資材を運搬すること。（自己搬入を行う事業者は除く）

なお、集荷場所までの商品・資材の運搬及び運搬費の負担は、出品事業者が行うものとして差し支えない。

※必要に応じて、愛知県内での集荷に伴う商品・資材の保管場所や、会場周辺の保管場所を確保すること。

- ・物産展終了後の会場からの商品・資材の運搬及び運搬費の負担は、出品事業者が行うものとして差し支えないが、必要に応じて配送業者の手配や出品者への案内をすること。

- ・段ボール処分等に係る経費も本業務の委託費に含む。

(ク) 県の備品等の資材搬送

- ・県が用意する資材等は、愛知県庁で集荷することとし、イベント終了後は、愛知県庁に搬送するほか、県が指定する一部資材（余った自治体パンフレット等）は愛知県庁や（一社）愛知県観光協会に搬送すること。

(ケ) ステージイベント（東京都内開催回は必須。関西圏開催回は、地下街や駅など人通りが多く、十分な集客が確保でき、かつステージイベントの実施が現実的でない会場であれば必須としない。）

- ・会場にステージを設置すること。
会場に常設のステージがある場合はそのステージを使用するものとして差し支えないが、ステージの広さは、最低でも出演者がパフォーマンスを行うことができる程度（目安：W5,400mm×D3,600mm以上）のものとする。

- ・集客及び愛知の魅力発信を目的とした、オリジナルのステージイベントを企画し、賑わいを創出すること。

- ・上記のほか、以下のステージイベント等を予定すること。

a 「徳川家康と服部半蔵忍者隊」、「名古屋おもてなし武将隊」等の演武

- ・忍者隊、おもてなし武将隊等の出演を予定することとし、必要に応じて演武に必要な音響機材等を手配すること。なお、各日1団体以上出演、各出演団体は演武ステージを1日2回以上行う想定とする。
- ・出演の調整は県において行う。また、出演料、交通費は県等が別に負担するため、本業務の委託費には含まないものとする。

b ご当地キャラクター等によるステージイベント

- ・参加自治体等による観光PRステージを設けるほか、自治体等のご当地キャラクターを活用したステージイベント（演出）企画に務めること。

※着ぐるみの運搬費用（自治体の保有場所～会場の往復分）は受託者が負担すること。

※各回の出展事業者募集のタイミングで、県から各自治体にブース出展及びご当地キャラクター出演の意向確認を行い、ご当地キャラクターの出演希望が多数の場合は抽選等により1～3体を決定する。

※アクター及びアテンド人員は受託者が手配すること。（自治体がアクター付きで参加する場合は除く）

※受託者として負担する着ぐるみアクター数は最大で3体分とする。

c 知事トッププロモーション

- ・東京都内開催回では、愛知県知事が司会者や他の出演者と愛知県の観光や名産品等の魅力を発信するトークステージ（20分程度・出演時間等の詳細は別途県と調整の上決定する）を企画すること。

d 販売促進企画

- ・販売促進につながるステージイベントや場内回遊イベント等を企画すること。

e その他ステージイベント

- ・他部局との連携等により、県がステージイベントの実施を指示する場合があるが、柔軟に対応すること。

(コ) 司会者の手配

- ・ステージイベントの進行だけでなく、空き時間には会場内でブースや商品の紹介等のPR活動の補助等を行うことができる司会者を手配し、通行人や来場者に積極的にPRを行うこと。

(カ) 来場者参加イベント、アンケート等

a クイズラリー等及びアンケートの実施

- ・集客及び場内回遊を促すことを目的として、県と協議の上クイズラリー等の企画を作成・実施すること。クイズラリー等と併せてアンケートを作成・実施すること。(実施数：各日500名以上) また、回答者用のノベルティを作成し、回答者全員に配布すること。
- ・アンケートは、スマートフォン等のQRコード読み取りを活用するなど、電子的な方法を併用することが望ましい。
- ・クイズラリー等及びアンケートの内容は、事前に県と調整すること。
- ・イベント終了後、速やかにアンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。

b 来場者参加イベントの実施

- ・愛知の魅力を紹介することができる来場者参加イベントを企画すること。

c 抽選会の実施

- ・出展事業者の協賛品を活用するなどして抽選会を実施すること。

d 出展事業者向けアンケートの実施

- ・イベント終了後、出展事業者に対しアンケートを実施すること。
- ・アンケートの内容及び実施時期は、事前に県と調整すること。
- ・速やかにアンケート結果を集計・分析し、県に報告すること。

(シ) 展示・装飾・会場レイアウト等

- ・愛知の魅力をアピールし、集客につながる魅力的な展示・装飾・会場レイアウトとすること。
- ・バックパネル、社名サイン等の装飾物は統一感のあるデザインとすること。
- ・県、自治体等の観光ポスター、パネル等を効果的に展示すること。出展事業者ブースとは別に、県の資料配布ブースを設置すること。
- ・会場が屋外となる場合には、雨や強風時も安全かつ円滑に実施できるよう対策を講じること。
- ・展示・装飾・会場レイアウト等について県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

(ス) その他制作物

- ・イベントのロゴを使用したのぼり(6枚程度)を作成すること(サイズは任意)。

(セ) その他

- ・ステージイベントを実施する場合は、安全かつ円滑に運営するとともに、出演者

との調整、控室の確保など必要な業務を行うこと。

- ・必要に応じて、出演者に昼食を手配すること。
- ・パンフレット配布用のポリ手提げ袋等（1,000枚程度）を用意すること。ただし、県や出展者が提供可能な場合は、これに代えて差し支えない。

ウ 宣伝広告

(ア) チラシ制作

- ・事前告知等のためのチラシを各回2,000枚以上作成すること。チラシの仕様は、A4・カラー・両面印刷とする。
- ・受託者において会場周辺でチラシの配架場所を確保する等により、効果的にチラシを配布すること。
- ・チラシデザインについて県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

(イ) メディア広告

- ・テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなど、マスメディアによる効果的な宣伝広告を行うこと。

(ウ) Facebook・Instagram 広告

- ・「こってり愛知 de 首都圏」の Facebook ページ (<https://www.facebook.com/kott eri.jp/>) 及び Instagram のアカウントを利用し、次のとおり広告を出稿すること。
- ・出稿回数は2回以上とし、出稿時期及び期間については、県と調整のうえ決定すること。
- ・出稿する広告画像を2パターン以上作成すること。
- ・広告によるリーチ数について、計50,000を達成目標とすること。
- ・首都圏・関西圏在住者を対象として、本県への誘客促進につながるよう効果的にターゲットを設定すること。
- ・広告の出稿に必要な手続き、広告用画像およびコピー文作成など、関連業務を全て含むものとする。
- ・県が提供するアカウント ID およびパスワードを使用すること。

(エ) 観光パンフレットによる PR

愛知県観光プロモーションサイト「こってり愛知 de 首都圏」のパンフレットダウンロードページの観光パンフレット「こってりだけじゃない。愛知」の掲載情報を修正し、修正後のデータを納品すること。修正時期、内容は県と調整のうえ決定すること。

エ 留意事項

(ア) 市町村等との連携

- ・市町村、団体等とも連携・協力し、一体となって効果的に愛知の魅力を発信すること。
- ・市町村等と連絡調整し、パンフレット、ポスター、展示物、ご当地キャラクター

の着ぐるみ、ノベルティ等の宣材の調達に努めること。

(イ) 出展事業者との調整

- ・物販を行う出展事業者との調整にあたっては、公平性に留意すること。
- ・加工食品、農水産物、工芸品など、県内各地の魅力的な特産品を幅広く取り扱うよう努めること。
- ・開催の時期に合った旬な商品を含むことが望ましい。話題の商品を販売できるよう努めること。
- ・新規出展者の開拓に努めるとともに、出展に係るノウハウを提供すること。
- ・各日のイベント終了1時間程前から、タイムセールを開催することとし、各出展事業者には可能な範囲で協力いただけるよう予め依頼しておくこと。
- ・会場側と販売品の搬入方法、販売可能品目（生鮮食品や酒類等の可否を含む）、試食の可否、火気の使用の可否等について十分に打合せし、出展事業者との連絡調整に当たること。

2 ツーリズム EXPO ジャパン 2026 出展

国内最大級の旅の祭典「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」において、ブース出展を行い、本県の観光の魅力を国内外に向けて発信すること。

(1) 開催日時・会場

期 間：2026年9月24日（木）から9月27日（日）まで

（9月24日・25日は旅行業界・プレス向け展示商談会、
26日・27日は一般来場者向け展示会）

場 所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）

(2) 業務内容

ア 企画運営

(ア) 全体

- ・旅行業界・プレス向け展示商談会、一般来場者向け展示会における会場ブースでの展示PRの企画立案・調整・運営（ブース出展全般、コンセプト、ブースへの来場者の呼び込みに資する企画（体験型イベント、クイズラリー等）の実施等）、運営マニュアルの作成すること。
- ・当日までの全体スケジュール、展示商談会・展示会当日詳細スケジュールの作成及び管理を行うこと。
- ・出展に先立ち、出展者説明会（オンラインで開催）に参加の上、主催者の示す出展要領に従い、必要な手続きを行うこと。
- ・パンフレット等、PRに必要な資材を集荷・運搬すること。

(イ) 旅行業界・プレス向け展示商談会

- ・展示商談会における商談実施件数は、1出展者あたり5件以上を目標とする。
- ・商談会参加者に対し、事前アポイントマッチングシステムの周知や作業補助等を

行い、効率的にマッチングが成立し目標商談件数を達成できるよう務めること。

(ウ) 一般来場者向け展示会

- ・ 県内市町村、観光団体等と十分連携・協力し、一体となって効果的に愛知の観光を発信すること。
- ・ 県内市町村・観光団体等と連絡調整し、パンフレット・ポスター、パネル等の宣材の調達に努め、必要に応じ集荷・搬送を行うこと。
- ・ ブース来訪者に配布するノベルティを 3,000 個以上作成すること。ブース来訪者に対し、ノベルティを活用しつつ、効果的に本県の観光を PR する企画を設けること。
- ・ メインステージでの PR の企画を設けること。
- ・ 司会者を 1 名以上手配すること。

イ ブースのデザイン・レイアウト等

(ア) 共通

- ・ 一目で愛知県ブースと分かるよう、テーマ性のあるブースデザインとすること。
- ・ 出展スペースは、12 小間（スペース）。
※ 1 小間（スペース）は 3 m × 3 m。
- ・ レンタルルーム 1 部屋（控室・物置用）。
- ・ 上記出展スペース及びレンタルルームについては、別途県から手配する。委託料から、費用 6,384,400 円(税込み)を 2026 年 9 月 24 日（木）までに主催者へ支払うこと（振込手数料は委託料の中から支出すること）。
- ・ 一般来場者向け展示会・展示商談会のそれぞれに、使用用途に応じて、12 スペースを有効に活用したレイアウトを設計すること（パネル・看板等装飾物、資材格納のためのスペース、パンフレット・チラシ等配付用スペース等）。
※ 出展ブース仕様は、敷地渡しで、出展者パス(1 スペースにつき 5 枚、計 60 枚)のみが含まれます。
- ・ 展示スペース内の基本設備の設置、搬送を行うこと。
- ・ 展示スペースとして適切な床面施工、必要な電気設備等の施工を行うこと。
- ・ 県内市町村、観光団体等が県と同エリアに出展する場合、その意向を踏まえ、デザイン・レイアウト等について可能な限り統一感のあるデザインとなるよう調整を図ること。県が指示することがあるが、柔軟に対応すること。

(イ) 旅行業界・プレス向け展示商談会

- ・ 展示商談会では、基本的に商談を行うのみであるため、それが実現できる程度の簡易な装飾で差し支えないが、ブースを訪れるバイヤーにとって愛知県のブースであることがわかりやすいような看板等の装飾を設けること。スペース内に、商談のための机・椅子を、2 名対 2 名の対面形式にて 4 名程度着座で、12 卓以上設置すること。

(ウ) 一般来場者向け展示会

- ・ブースへの誘客につながるような、会場内で目立つ装飾や、遠方からの視認性の高い、高さのある看板等の工夫を施すこと。
- ・県内地域（名古屋・尾張・知多・西三河・東三河）、県の他事業（武将・歴史観光、ジブリパーク等）のPRのためのポスターやパンフレット等を効果的に展示・設置できるよう、什器等必要な設備を用意（制作・設置、搬送、撤去含む）すること。
- ・ポスター掲示スペースとして、12スペース以上を確保すること。
- ・一般向けPRに必要な設営（例：ミニステージ等）を工夫して行うこと。

3 メディアプロモーション強化事業

市町村、観光協会等と連携し、柔軟に時機を得たメディアへの働きかけと、情報発信を行い、愛知の観光の認知度、ブランド力向上及び観光誘客を図る。

(1) 業務内容

ア メディアリレーション

愛知県の観光情報を、時機を捉えてテレビ番組や新聞・雑誌、ウェブメディア等、メディア（主に首都圏を中心とする都市圏のもの）に提供・アプローチし、露出を獲得できるよう企画・調整等の業務を7か月間行う。なお、実施期間は通算7か月間実施されていれば継続した期間でなくてもよい。

(ア) メディアへのアプローチ

メディアへのアプローチを通して、愛知県観光情報の露出獲得を図ること。なお、メディアへのアプローチは、収集した情報と観光需要期等（季節ごと）を鑑み、掲載の獲得が狙える時期に集中的に実施するのも可とする。

a アプローチシートによるアプローチ

アの業務内容で得た情報等、愛知県の観光情報をまとめたアプローチシートを作成し、メディアへの配信（首都圏・関西圏を中心に25媒体以上）、個別アプローチを実施すること。観光PR情報の計2本以上を作成すること。

b ニーズ把握によるアプローチ

メディアの求めるニーズをリサーチしたうえで、愛知県の観光情報と照らし合わせてその内容に応じた取材提案を行うこと。

c 報告

情報を配信するメディアの一覧やメディアの反応を記録して報告すること。

(イ) メディア露出にかかる調整

メディアへのアプローチの結果、メディアから愛知県観光情報の露出にかかる相談を受けた場合、各種調整（例：ロケハン・ロケの日程調整、プレスツアー実施にかかる関係各所との調整、メディアスタッフの行程の調整、関係各所への記事の確認依頼）は、原則、受託者が行うこと。

ただし、内容によっては県と協議し、県も調整を行うこととする。

イ ニュースリリースの配信

県及び県内観光関連団体のリリース資料等を、主要新聞社サイトや主要ポータルサイ

ト等の配信プラットフォームにより、県からの依頼のもとリリース配信を契約開始から終了までの期間行うこと。(配信は100件程度を想定)

(2) 打ち合わせ(定期ミーティング)

受託者は、委託業務の遂行のため、原則としてメディアリレーション活動を実施した月の翌月に愛知県と、業務報告やPR戦略を協議する打ち合わせを行うものとする。打ち合わせの場所は、基本的に愛知県内もしくはオンラインとする。

また、県との打ち合わせの結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。

(3) 効果測定

本事業の取組により露出した記事・映像等であり、メディアからの問い合わせにより把握したものをクリッピングし、広告換算額、テレビ番組の場合は放送エリア・視聴率の情報も掲載し、メディアリレーション活動実施月ごとにまとめ、活動月の翌月15日までに報告すること。但し、外部クリッピングサービスによる網羅的な露出拾いは行わないため、本事業の取り組みによるメディア露出であっても、問い合わせがなかったものに関しては露出のとりまとめは行わない。

(4) その他留意事項

ア 愛知県の他所属の事業(例:ジブリパークや農水産物のPR、イベントの開催情報の告知)との連携も想定し、臨機応変に対応すること。

イ メディアの取材状況等を随時県に提供し、情報発信に関するアドバイスを県に対して行うこと。

ウ 契約期間中に愛知県に自然災害等の被害があるなど、危機的な状況となった場合、関連の情報収集を行い、情報発信に係るアドバイスを県に対して行うこと。

エ 委託業務は、受託者の有している知識に基づき行うものとし、委託業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。

オ 委託業務全般において、他者の著作権等、知的所有権を侵害することのないよう十分配慮し、許諾等が必要な場合は受託者の責によって手続きを行うこと。

カ 委託業務によって創作された成果物(クリッピング物や委託業務と無関係に生じた受託者又は第三者の著作物を除く)の著作権は愛知県に帰属する。

キ 委託業務の実施にあたっては、事前に愛知県と十分協議を行うこと。また、委託期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。

ク 愛知県内の市町村及び観光協会等との調整を必要に応じて行うこと。

ケ 委託期間中は、委託業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(愛知県との連絡調整担当者)を置くこと。

コ 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

サ 受託者による委託業務の遂行は、別途合意された事項を除き、一定のメディアへの露出の確約を請け負うものではなく、メディア等での掲載やその内容、認知度や好感度の向上、好感度が低下しないことやその他の効果を保証するものではないこと。

第3 成果物の提出

業務完了後、速やかに実施結果報告書を作成し、提出すること。実施結果報告書には、実施状況が分かる写真を掲載すること。

品名	仕様	数量	納期限
パンフレットデータの素材	CD-R 又は DVD-R	1 枚	契約満了日 まで
実施結果報告書（冊子）	日本産業規格 A 4 判	1 冊	
実施結果報告書（電子データ）	電子媒体（CD、DVD 等）	1 点	

第4 留意事項

- (1) 業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- (2) 本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- (3) 本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- (4) 受託者は、事業の実施に際し、委託者や他の関係機関等との連携・調整を行うこと。
- (5) 委託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (6) 受託者は、成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (8) 委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（委託者が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (9) 委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。